

# ソーシャルタクソノミー最終報告書

～社会的に持続可能な経済活動とは何か？

その基準案が示される～

Research Clip

2022年6月

社会システム研究所  
アナリスト  
高橋 龍生 CFA

■2022年2月に、欧州委員会のサステナブルファイナンスに係る有識者組織であるサステナブルファイナンス・プラットフォーム(Platform on Sustainable Finance、以下、PSF)が、ソーシャルタクソノミーの最終報告書を公表した<sup>1</sup>。昨年7月に公表された草案<sup>2</sup>から、内容にあまり大きな変更は見られなかったが、最終的にPSFは、「ディーセントワーク」「エンドユーザーの十分な生活水準と福利厚生」「**包括的で持続可能なコミュニティと社会**」の3つの社会目標に資する活動を、社会的に持続可能な経済活動と位置づけた。

EUは環境的に持続可能な経済活動を分類するグリーンタクソノミーに加え、社会的に持続可能な経済活動の分類・定義を行うソーシャルタクソノミーの策定に乗り出している。ESGのS(社会)面は、評価および測定方法に統一基準がないため、投資プロセスにおける分析やインテグレーションが困難である、とPSFは指摘している。また、それに起因して、“ソーシャルウォッシュ”の問題も懸念されている。

ソーシャルタクソノミーは、グリーンタクソノミーと同様の分類プロセスを踏襲するとしている。グリーンタクソノミーでは、6つの環境目標を定めた上で、それぞれの目標に「実質的に貢献する基準」および「同時に他の環境目標に重大な害を与えないDNSH基準」に、「ミニマムセーフガード基準」を加えた、3つの基準に充足した経済活動をEUの産業分類NACEによって特定している。しかし、ソーシャルタクソノミーでは、グリーンタクソノミーのように科学的根拠に基づいた分類が定量的にできないため、国際規範や原則を参考に、目標および基準が策定されることになっている。

## 1. ソーシャルタクソノミーがグリーンタクソノミーと異なる2点

EUタクソノミーは、第一にEUが定めた6つの環境目標である「気候変動の緩和」「気候変動への適応」「水資源および海洋資源の持続的な利用と保全」「循環型経済への移行」「汚染の防止と管理」「生物多様性と生態系の保全」に資する、環境的に持続可能な経済活動を特定するグリーンタクソノミーから策定が開始された。グリーンタクソノミーでは、(1)上記の6つの環境目標を設定した上で、(2)1つ以

<sup>1</sup> ソーシャルタクソノミーについて、EUタクソノミー規制の第26条第2項では、EUタクソノミーは環境的に持続可能な経済活動だけではなく、社会的に持続可能な経済活動にまでスコープを広げることを求めており、社会目標の設定やその基準策定が欧州委員会に義務付けられている。また、第20条第2項において、欧州委員会は各タクソノミーの策定において、その直属の有識者組織であるPSFから助言を受けることになっている。(https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32020R0852&from=EN)

<sup>2</sup> 草案については、高橋龍生「ソーシャルタクソノミー –EUタクソノミーは「社会」にまで拡大ー」(https://www.nikko-research.co.jp/wp-content/uploads/2022/01/rc202201\_0002.pdf)を参照。

上の目標に実質的に貢献し、(3)同時に他の環境目標に重大な害を与えず(Do No Significant Harm、DNSH)、(4)人権などに関する国際原則の準拠を求めたミニマムセーフガード基準、に充足する経済活動をタクソノミー適格とした(図表1)。また、「実質的な貢献」および「DNSH」については、科学的根拠に基づいたテクニカルスクリーニング基準が適用されている。PSFは、グリーンタクソノミーとの整合性の観点から、ソーシャルタクソノミーについても同様の特定プロセスを踏襲するとしている。

図表1 グリーンタクソノミーの特定プロセス ～目標と3つの基準～



(出所) 欧州委員会「タクソノミー規制」より日興リサーチセンター作成

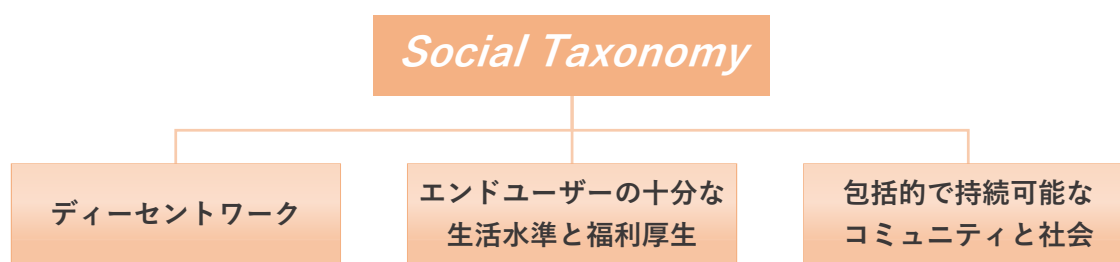
しかし、ソーシャルタクソノミーとグリーンタクソノミーの特定プロセスは、主に以下の2点で異なる。1点目として、ソーシャルタクソノミーでは、グリーンタクソノミーのような科学的根拠に基づいた定量基準の設定が難しく、OECD多国籍企業行動指針などの国際規範および原則に基づいた定性基準が使用されていることが挙げられる。

2点目として、グリーンタクソノミーでは、環境への悪影響を排除できる、**inherent**(本来備わっている)なポジティブな影響を持つ活動を特定したが、ソーシャルタクソノミーではステークホルダーに対する **additional**(追加的)なポジティブな影響を持つ活動を特定しなければならないことが挙げられる。ここで、inherentなポジティブな影響とは、“Business as usual”で、その経済活動に本来備わっているポジティブな影響を指す。すなわち、PSFは、inherentなポジティブな影響とadditionalなポジティブな影響を区別する必要性を指摘している。例えば、製薬セクターでは、本業自体が人々の健康に貢献するinherentなポジティブな影響を与えている。また、雇用の創出自体も、inherentなポジティブな影響を与えている。他方で、発展途上国などの経済的に貧しい特定の人々に対する薬へのアクセスを改善させることはadditionalなポジティブな影響を与えていると捉えられる。

## 2. ソーシャルタクソノミーにおける3つの社会目標

PSF は、最終報告において、「ディーセントワーク」「エンドユーザーの十分な生活水準と福利厚生」「包括的で持続可能なコミュニティと社会」の3つの社会目標<sup>3</sup>を提示した(図表2)。PSF は、労働者、エンドユーザー(最終消費者および利用者)、社会コミュニティに対して、ポジティブな影響を与える活動を社会的に持続可能な経済活動と位置づけた形だ。

図表2 ソーシャルタクソノミーにおける3つの社会目標



(出所) PSF「ソーシャルタクソノミー最終報告書」より日興リサーチセンター作成

PSF が、上記の3つの社会目標を設定した理由は、策定にあたって参考とされた13の国際規範および原則(図表3)が、労働者、エンドユーザー、社会コミュニティといったステークホルダーに焦点が当てられた内容で網羅されているためである。具体的には、「労働者の権利」「社会的保護と包摂」「無差別」「医療、住居、教育(職業訓練を含む)、食糧へのアクセス」「失業者および自営業者に対する支援」「消費者保護」「平和で包括的な社会」などのテーマを含んでいる。

図表3 ソーシャルタクソノミーで参考にされた国際規範および原則

No.	国際規範および原則	発行体
1	世界人権宣言	国連
2	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約	国連
3	市民的及び政治的権利に関する国際規約	国連
4	労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言	ILO(国際労働機関)
5	多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言	ILO(国際労働機関)
6	欧州人権条約	EU
7	欧州社会憲章	EU
8	欧州基本権憲章	EU
9	欧州社会権の柱	EU
10	SDGs	国連
11	国連ビジネスと人権に関する指導原則	国連
12	国連グローバル・コンパクト	国連
13	OECD多国籍企業行動指針	OECD

(出所) PSF「ソーシャルタクソノミー最終報告書」より日興リサーチセンター作成

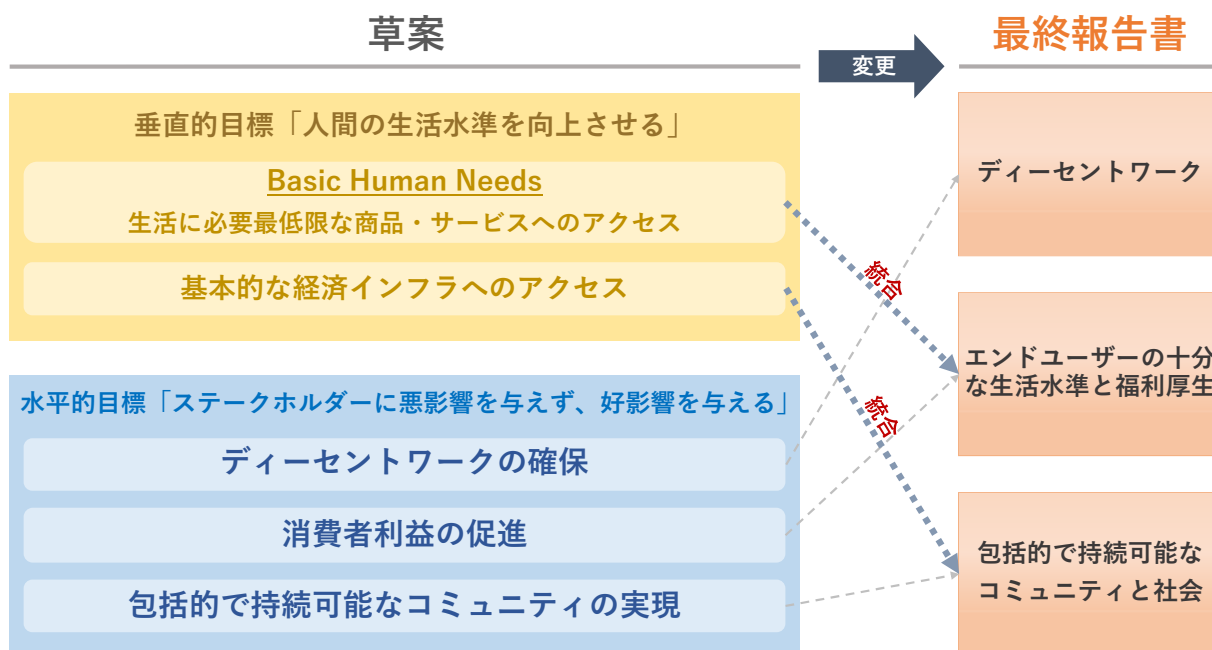
<sup>3</sup> 現在、EUで法制化が進められている「企業サステナビリティ報告指令(CSRD)」に基づき、「欧州サステナビリティ報告基準」の原案策定にあたっては欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)も、ESGのS面に関する開示はStakeholder-centric approachの採用を提案しており、労働者、エンドユーザー、社会コミュニティの観点から、企業に情報開示を求める草案(<https://www.efrag.org/lab3#subtitle5>)を公表している。

(1)草案からの変更点 ～水平的側面と垂直的側面～

草案において、PSF は、社会目標には人権の保護など、企業活動のバリューチェーン内におけるプロセスで社会に貢献する「水平的側面」と、企業の経済活動によるアウトプット(商品・サービス)が、社会に貢献する「垂直的側面」の2つがあると指摘した。この指摘を基に、PSF は草案において、労働者、消費者、コミュニティなどの「ステークホルダーに悪影響を与えず、好影響を与える」水平的目標と、Basic Human Needs (以下、BHN) や経済インフラへのアクセスを改善することによって「人間の生活水準を向上させる」垂直的目標の2つを提示した。

しかし、最終報告書では、目標についての内容に変化はなく、垂直的目標は水平的目標に統合された(図表4)。また、垂直的側面と水平的側面のコンセプトはそのまま採用され、「実質的な貢献」ごとに分類された(7頁で後述)。「実質的な貢献」での分類によって、草案における水平的目標を持つ活動は、最終報告書では「ネガティブな影響を回避し対処する」活動とされ、垂直的目標を持つ活動は、「inherentなポジティブな影響を強化する」活動とされた。

図表4 草案および最終報告書における社会目標とその変更点



(出所) PSF「ソーシャルタクソノミー草案」および「ソーシャルタクソノミー最終報告書」より日興リサーチセンター作成

(2)サブ目標の設定

労働者、エンドユーザー、社会コミュニティの3ステークホルダーに関する、それぞれの社会目標は、幅広いトピックを対象範囲としており、漠然としているため、より細かい具体的な目標を設定する必要がある。ソーシャルタクソノミーでは、その具体的な目標として、各社会目標の下に「サブ目標」が設定されている。

以下、3つの社会目標である「ディーセントワーク」「エンドユーザーの十分な生活水準と福利厚生」



「包括的で持続可能なコミュニティと社会」のサブ目標について、それぞれ概説する。

## ●ディーセントワーク

「ディーセントワーク」は、国際労働機関(ILO)が提唱している「働きがいのある人間らしい仕事」を指している。その実現には、「仕事の創出」「社会的保護の拡充」「社会的対話の推進」「仕事における権利の保障」の4つが必要であるとされている<sup>4</sup>。社会目標「ディーセントワーク」では、これらの労働者の権利に関するサブ目標が、図表5のように設定されている。

「ディーセントワーク」のサブ目標では、労使交渉の促進、生活賃金の確保、不安定な雇用体系である派遣制度の是正、職業訓練プログラムの運営、社会保障、強制労働および児童労働への対策、男女平等および労使間の格差是正など、が掲げられている。同目標は、サプライチェーンも対象となっている。

図表5 「ディーセントワーク」のサブ目標

<p>● ディーセントワークの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 特に労働協約賃金の水準が低い状況において、社会的対話を強化し、結社の自由および賃金・労働条件設定のための労使交渉を促進すること。該当する場合および国の状況に応じて、労使間で、EU全体のフレームワーク協定(またはその他の活発なフレームワーク協定)を導入し、維持すること。また、これらの協定は、バリューチェーンに沿った労働基準を維持することについても、具体的に言及するべきである。</li> <li>✓ 労働者の給与水準が予測可能で透明性のある形で設定されていることを確認すること。社会的パートナー間のより広い労働協約を尊重し、適正な労働時間を確保しつつ、労働者とその家族に十分な生活が保障できる賃金が支払われるべきである。</li> <li>✓ 正式な労働関係が、不安定な労働条件(派遣労働者)を避けるようにすること。</li> <li>✓ 技能・生涯学習、転職、雇用創出のための広範なプログラムを運営すること。これらのプログラムは、その開発および訓練機会の創出において、労働者の高いレベルでの参画を確保するために特に努力するべきである。また、女性を含む特定の少数派グループを含めるように、努力する必要もある。</li> <li>✓ 国の状況に応じて適切な社会保障を提供すること。これには、雇用主が資金を提供する厚生年金や、優れた育児制度などの職業福祉が含まれるべきである。 ※労働面以外の社会保障については、「包括的で持続可能なコミュニティと社会」目標において対象となる。</li> <li>✓ 強制労働と労働者の搾取をなくすために、移民労働者に特に言及した上で、早急かつ効果的な措置を講じること。</li> <li>✓ 児童労働をなくすために、早急かつ効果的な措置を講じること。</li> </ul>
<p>● 職場における平等の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 労働市場における性別職域分離を解消することを含め、女性の雇用機会の均等化を図ること。女性や様々なバックグラウンドを持つ労働者が、会社の全組織レベル、上級管理職を含む職階や職業において、平等に代表されるようにすること。これは、男女の賃金格差を含め、あらゆる賃金格差の縮小を具体的な目的としているべきである。 育児休暇や社会的に不利な立場にある人々の労働条件やキャリアの見通しを改善するための施設や資産を提供すること。 失業中の若者や社会的に不利な立場にあるグループのための雇用を創出すること。</li> <li>✓ 女性を労働力に引き入れ、性別職域分離を解消するための特別措置など、直接的・間接的に女性の雇用を創出すること。 (例：保育施設、既存の法律の枠を超えたダイバーシティ施策など)</li> <li>✓ 経営陣と労働者の給与格差が過大にならないようにすること。</li> <li>✓ 農家の生活所得を確保すること。</li> </ul>
<p>● (上記のサブ目標を含む)リスクベースのデューデリジェンスにより、バリューチェーンにおいて影響を受ける労働者の権利および人権を尊重する</p>

(出所) PSF「ソーシャルタクソノミー最終報告書」より日興リサーチセンター作成

<sup>4</sup> 詳細は、国際労働機関 HP (<https://www.ilo.org/tokyo/about-ilo/decent-work/lang--ja/index.htm>) 参照。

## ●エンドユーザーの十分な生活水準と福利厚生

「エンドユーザーの十分な生活水準と福利厚生」では、人間の健康や安全に対するリスクが高い、もしくはILOが提唱しているBasic Human Needs(BHN)を満たすことに貢献し得る、製品およびサービスのエンドユーザーに焦点が当てられている。BHNは、ILOが1976年に「世界雇用会議」で同概念を提唱したことが起源となっている。人間が人間らしく生きていくために必要な衣食住に、衛生、教育、雇用などを加えた総称である。

「エンドユーザーの十分な生活水準と福利厚生」では、消費者保護およびBHNへの貢献など、社会的・経済的な権利に関する側面が重視される。このサブ目標では、健康的で安全な商品・サービス、耐久性があり修理可能な製品設計、サイバーセキュリティおよび個人情報保護、責任あるマーケティング、ヘルスケア・食・水・住宅・教育へのアクセスの改善など、が掲げられている(図表6)。

図表6 「エンドユーザーの十分な生活水準と福利厚生」のサブ目標

✓ 健康で安全な製品・サービスを確保すること。
✓ 耐久性と修理可能性（スペアパーツの可用性、競合他社のスペアパーツとの相互運用性）を兼ね備えた製品を設計し、スムーズなマルチモダリティ体験（輸送中など）を可能にするサービスを提供すること。
✓ サイバーセキュリティ、個人情報およびプライバシーの保護に備えること。
✓ 消費者が十分な情報を得た上で選択できるように、適切で分かりやすい情報を提供し、責任あるマーケティング活動を行うこと。消費者の利益にならない製品やサービスに、消費者を誘導することを避けること。
✓ 介護サービスを含む、質の高いヘルスケア製品・サービスへのアクセスを確保すること。これらの製品やサービスは、高い品質と安全性を兼ね備え、アクセスが容易であるべきである。
✓ 特に子どものために、健康的で栄養価の高い良質な食品へのアクセスを改善させること。
✓ 良質な飲料水へのアクセスを改善させること。
✓ 良質な住宅へのアクセスを改善させること。
✓ 教育および生涯学習へのアクセスを改善させること。

(出所) PSF「ソーシャルタクソノミー最終報告書」より日興リサーチセンター作成

## ●包括的で持続可能なコミュニティと社会

「包括的で持続可能なコミュニティと社会」は、経済活動が社会コミュニティに与える影響に配慮することによる、人権の尊重に焦点が当てられた社会目標となっている。同社会目標は、(1)社会コミュニティへのネガティブな影響を回避・対処する、(2)社会的・経済的に貧しい特定の人々に対して、基本的な経済インフラへの利用を可能にする、ことなどによって達成できる目標となっている。

「包括的で持続可能なコミュニティと社会」のサブ目標では、土地の権利、先住民族の権利、表現や集会の自由、社会的弱者およびそれらを必要としている人々に対して、交通・通信・金融・電力などの基本的な経済インフラへのアクセスの改善など、が掲げられている(図表7)。

図表7 「包括的で持続可能なコミュニティと社会」のサブ目標

<p>● 平等と包括的な成長の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 交通、通信（インターネットを含む）、金融サービス、電力などの基本的な経済インフラへのアクセスを改善させること。</li> <li>✓ 育児と子どもへの支援</li> <li>✓ 障がい者の包摂</li> <li>✓ 例えば、労働者を確保し、再教育することにより、公正で、グリーンかつデジタルな移行の一環として、ディーセントな雇用を創出し、維持すること。</li> <li>✓ 適切な範囲内で、対象地域の雇用水準を維持し、地元の労働者を雇用し、地元のサプライヤーを支援すること。</li> <li>✓ 地域や社会で認識されているジェンダーギャップへの取り組み、またはジェンダー平等や女性の時間節約に変革的影響を与えること（例：モビリティプロジェクト、女性起業家のための資金アクセス）により、平等を促進すること。</li> </ul>
<p>● 持続可能な生計と土地の権利の支持</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 意思決定プロセスをコミュニティレベルに分散させ、コミュニティ主導の開発を推進すること。</li> <li>✓ 事業活動によって影響を受けるコミュニティに対するネガティブな影響の回避と対処を行うこと（土地と生計、健康、安全、セキュリティ、文化的・精神的な聖地、水・衛生・住宅・教育などの基本的サービスへのアクセスを含むがこれらに限定されない）。</li> <li>✓ 必要な場合は、開発の優先順位を含め、影響を受けるコミュニティとの有意義な協議を実施すること。これは、先住民に影響を与える可能性のある活動を行う前に、彼らの自由意志に基づき、事前に十分な情報を与えられた上での同意を得るために、先住民と継続的に関わり、誠意を持って交渉することを目指すべきである。</li> </ul>
<p>● リスクベースのデューデリジェンスの実施により、影響を受ける地域社会における人権の尊重を確保する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 先住民に影響を与える場合は、事前に十分な情報を与えた上での同意を得るためのプロセスを実施すること。また、シビックスペースや人権擁護者の保護を含めて、表現や集会の自由を支持すること。（具体的には、下記の実施によって） <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権擁護者や市民の自由と法の支配の制限に関する問題について、適切な場合には集団的なアドボカシーや国家との対話を行い、マルチステークホルダー連合に参画すること。</li> <li>・先住民や慣習上の土地への影響を避けるために事業計画や活動を再設計するなど、土地の取得や使用に際し、先住民や慣習上の土地の権利を守ること。</li> </ul> </li> </ul>

(出所) PSF「ソーシャルタクソノミー最終報告書」より日興リサーチセンター作成

### 3. 実質的な貢献

PSF は、社会目標における「実質的な貢献」活動に 3 種類を提示した(図表 1 の 2 番目に該当)。具体的には、(1)労働者、エンドユーザー、社会コミュニティへの**ネガティブな影響を回避し対処する** (2)BHN を満たす社会的な商品・サービスや基本的な経済インフラの**inherent なポジティブな影響を強化する**、(3)**上記 2つの活動を促進させる(イネーブリング)**、3つの活動を挙げている(図表 8)。

図表 8 3種類の「実質的な貢献」活動

1	<p>✓ <b>ネガティブな影響を回避し対処する活動</b></p> <p>社会目標に関連する人権侵害リスクが高いセクターおよび「欧州社会権の柱」の目標に貢献する可能性が低いセクターが対象となる。→※草案における「水平的目標」に資する活動に該当</p>
2	<p>✓ <b>inherentなポジティブな影響を強化する活動</b></p> <p>適切かつ十分な生活を送るために必要となってくる、BHNを満たす商品・サービスおよび基本的な経済インフラへのアクセス提供するセクターを対象とする。→※草案における「垂直的目標」に資する活動に該当</p>
3	<p>✓ <b>上記2つの活動を促進させる(イネーブリング)活動</b></p>

(出所) PSF「ソーシャルタクソノミー最終報告書」より日興リサーチセンター作成

● 「ネガティブな影響を回避し対処する」活動

PSF は、国連グローバル・コンパクトや OECD 多国籍企業行動指針などでは、労働者、エンドユーザー、社会コミュニティの人権は必ずしも十分に守られていない、と指摘している。したがって、ステークホルダーに対する「ネガティブな影響を回避し対処する」活動では、リスク管理の観点からも、(特に、製造業などサプライチェーンが広く、人権リスクが高いセクターにおいては)各サブ目標について、ベストインクラスの対応<sup>5</sup>が求められる。

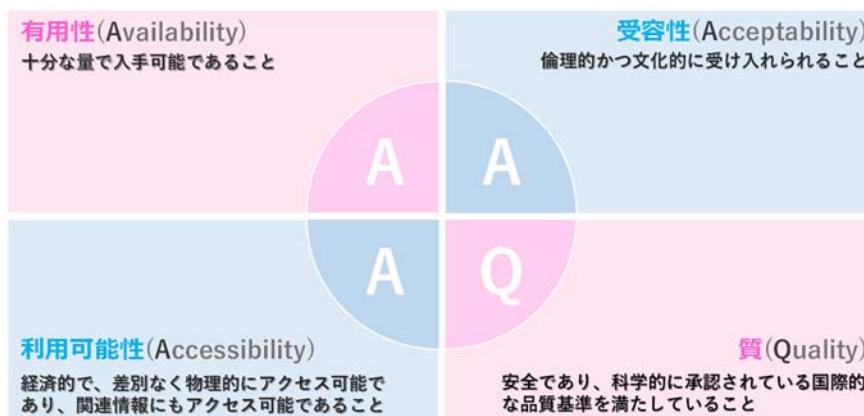
● 「inherent なポジティブな影響を強化する」活動

「inherent なポジティブな影響を強化する」活動は、「エンドユーザーの十分な生活水準と福利厚生」および「包括的で持続可能なコミュニティと社会」の2つの社会目標における、食、水、住宅、ヘルスケア、教育などの BHN および交通、通信、金融、電力などの基本的な経済インフラへのアクセスを改善する経済活動を指す。

PSF は、上記へのアクセスがない、不足している地域や人々に対して、それらの十分なアクセスを改善させることを社会目標の中に掲げている。つまり、同活動が実質的に貢献しているかどうかの判定基準は、BHN や基本的な経済インフラへのアクセスを持たない(最低限の人権が守られていない)ステークホルダーに対して、それらの「アクセスの改善」を図る活動かどうか、である。冒頭で述べたように、ソーシャルタクソノミーでは、inherent なポジティブな影響だけでは実質的な貢献とは見做さず、「アクセスの改善」という additional な付加価値がなければならないとされている。

ここで、PSF は、「アクセスの改善」を additional なポジティブな影響と定義した。これは、PSF が草案時から採用している考え方である AAAQ アプローチから来ている。AAAQ とは、有用性(Availability)、利用可能性(Accessibility)、受容性(Acceptability)、質(Quality)の4つを指す(図表 9)。「アクセスの改善」の観点では、その経済活動に「有用性」および「利用可能性」の要素が、備わっていることが実質的な貢献の条件となっている。

図表 9 AAAQ アプローチ



(出所) PSF 「ソーシャルタクソノミー最終報告書」より日興リサーチセンター作成

<sup>5</sup> ここで、「ベストインクラスの対応」とあるが、具体的にどのような対応を“ベストインクラス”と指すのかは示されなかった。



### ● 「上記 2 つの活動を促進させる(イネーブリング)」活動

「上記 2 つの活動を促進させる」、いわゆるイネーブリング活動については、グリーンタクソミーをそのまま踏襲する形となっている。グリーンタクソミーでは、気候目標に貢献する他の経済活動をサポートする経済活動も「実質的な貢献」活動に含めた。例えば、太陽光発電は環境に貢献できる経済活動であり、太陽光パネルの部品などの生産も気候目標に間接的に貢献する活動として、タクソミーに含めている。

ソーシャルタクソミーにおいても、イネーブリング活動を含めることが提案された。具体的には、労働者へのネガティブな影響を回避・対処でき、労使間の社会的対話の促進に寄与する経済活動として、「社会的監査」がイネーブリング活動の一例として挙げられている。また、消費者が使用する製品に含まれる有害物質を発見するために、検査を実施する活動もイネーブリング活動となる。しかし、これらのイネーブリング活動の数は限定的と考えられている。

## 4. DNSH 基準

ソーシャルタクソミーにおいても、グリーンタクソミーと同様に、DNSH 基準を用いることが提案された(図表 1 の 3 番目に該当)。DNSH 基準では、仮に 1 つの社会目標に実質的に貢献したとしても、他の社会目標に重大な害を与えてはならない。「ディーセントワーク」に実質的に貢献する活動であっても、他の 2 つの社会目標に重大な害を与える場合は、ソーシャルタクソミーでは不適格となる。

例えば、サービスが行き届いていない地域に、ブロードバンドを拡大する経済活動は、「社会コミュニティ」に実質的に貢献する。しかし、DNSH 基準において、ブロードバンドの拡大は、そのインフラ整備に従事する労働者の権利や、インターネット利用者の生活水準や福利厚生を損なってはならない。また、マイクロファイナンスも、「社会コミュニティ」に実質的に貢献するが、透明性のない不公正な融資慣行により、エンドユーザーの生活水準や福利厚生を損なってはならない。

加えて、ソーシャルタクソミーでは、各目標にサブ目標を設定しているため、サブ目標ごとにも DNSH 基準が適用される。例えば、「ディーセントワーク」におけるサブ目標である「十分な生活賃金」に、実質的に貢献する活動は、(1)女性の雇用機会均等を損なわない、(2)労使交渉のプロセスを弱めない、(3)サプライチェーンにおける児童労働や強制労働がない、ことが求められる。

## 5. サステナビリティに関連するガバナンス目標も設定

今回の最終報告書でも草案と同様に、企業が環境および社会におけるリスクおよび課題に適切に対応していくためには、企業のガバナンス面も重要であるとされ、タクソミーにおいてはガバナンス目標も同時に設定するべきとの見解が示されている。

最終報告書において、PSF は「従来のコーポレートガバナンスにおけるサステナビリティの強化」と「サステナビリティに重要なコーポレートガバナンスの強化」の 2 つのガバナンス目標を設定した。また、社会目標と同様に、それぞれにはサブ目標が設定され、前者では「最高統治機関(取締役会)にお

るサステナビリティ評価スキル」と「サステナビリティの目的と目標に関する透明性」といったサブ目標が設定され、後者では「贈収賄および汚職の防止」「責任あるロビー活動および政治的関与」「透明性のある、公正なタックスプランニング」「取締役の多様性」「取締役会に労働者代表が参画する選択」が設定されている(図表 10)。

図表 10 2つのガバナンス目標と7つのサブ目標

<p><b>1. 従来のコーポレートガバナンスにおけるサステナビリティの強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 最高統治機関(取締役会)におけるサステナビリティ評価スキル</li> <li>✓ サステナビリティの目的と目標に関する透明性</li> </ul>
<p><b>2. サステナビリティに重要なコーポレートガバナンスの強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 贈収賄および汚職の防止</li> <li>✓ 責任あるロビー活動および政治的関与</li> <li>✓ 透明性のある、公正なタックスプランニング</li> <li>✓ 取締役の多様性</li> <li>✓ 取締役会に労働者代表が参画する選択</li> </ul>

(出所) PSF「ソーシャルタクソノミー最終報告書」より日興リサーチセンター作成

「最高統治機関(取締役会)におけるサステナビリティ評価スキル」では、企業が直面している環境・社会リスクを適切に管理するため、サステナビリティ分野に詳しい取締役が必要と考えられており、サステナビリティに関連した知見や経験を有した取締役の人数など、スキルマトリックスで開示すべきとされた。さらには、サステナビリティにおけるリスクおよび課題について議論するにあたり、取締役会の諮問委員会として、サステナビリティ委員会の設置も掲げられた。

「サステナビリティの目的と目標に関する透明性」では、草案と同様に、温室効果ガス排出削減量、顧客満足度および従業員の多様性といった、企業の環境・社会目標の達成度に役員報酬を連動させる**サステナビリティ連動報酬**の導入が提案されている。

後者の「サステナビリティに重要なコーポレートガバナンスの強化」では、図表 10 に示したように5つのサブ目標が提示されたが、今回の最終報告書では、「**取締役会に労働者代表が参画する選択**」が新たに追加された。労使交渉の当事者である労働者代表も、経営の意思決定を行う取締役会に参画するべきと考えられている<sup>6</sup>。

<sup>6</sup> 今回、サブ目標で新たに追加された「取締役会に労働者代表が参画する選択」については、ドイツのコーポレートガバナンスの特色が色濃く反映されたと言える。ドイツのコーポレートガバナンスは、業務執行機関である取締役会 (Vorstand) と、取締役会を監督する監査役会(Aufsichtsrat)から構成され、二層式と呼ばれている。したがって、取締役会が監督機能であるモニタリングボードを基本とする米英などの企業において、企業の最高統治機関は取締役会が該当するが、ドイツでは監査役会がそれに該当する点で異なる。

また、ドイツでは、「共同決定法」と呼ばれ、従業員が2000人超の大企業では監査役員の1/2が、従業員および労働組合の代表者によって構成されることになっており、残りは株主総会で選出される。業務執行を担う取締役(議長)の選解任、経営資源の配分や経営計画の承認などは、監査役会による決議事項となっているため、ドイツでは従業員および労働組合の意見が企業経営に大きな影響を与えるとされている。(ドイツ連邦労働社会省「共同決定法 2019」[https://www.bmas.de/SharedDocs/Downloads/EN/PDF-Publikationen/a741e-co-determination.pdf?\\_\\_blob=publicationFile&v=1](https://www.bmas.de/SharedDocs/Downloads/EN/PDF-Publikationen/a741e-co-determination.pdf?__blob=publicationFile&v=1))

## 6. ミニмумセーフガード基準 ～グリーンタクソノミーとの相互運用性～

グリーンタクソノミーにおいては、目標に実質的に貢献し、DNSH 基準に抵触しないこと以外にも、ミニмумセーフガード基準において、人権保護など社会面の持続性も求めている<sup>7</sup>(図表 1 の 4 番目に該当)。ソーシャルタクソノミーのミニмумセーフガード基準に関しては、グリーンタクソノミーとの整合性の観点から、以下の 2 つのモデルが選択肢として挙げられている(図表 11)。

図表 11 ミニмумセーフガード基準

### モデル1

	実質的な貢献	DNSH	ミニмумセーフガード
グリーンタクソノミー	環境	環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連ビジネスと人権に関する指導原則</li> <li>・OECD多国籍企業行動指針の環境項目以外</li> </ul>
ソーシャルタクソノミー	社会	社会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガバナンス目標</li> <li>・OECD多国籍企業行動指針の環境項目</li> <li>・企業に固有な社会課題</li> </ul>

### モデル2

	実質的な貢献	DNSH	ミニмумセーフガード
グリーンタクソノミー	環境	環境・社会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガバナンス目標</li> <li>・企業に固有な社会課題</li> </ul>
ソーシャルタクソノミー	社会	環境・社会 DNSH基準を統合適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガバナンス目標</li> <li>・企業に固有な社会課題</li> </ul>

(出所) PSF「ソーシャルタクソノミー最終報告書」より日興リサーチセンター作成

モデル1 について、グリーンタクソノミーがミニмумセーフガード基準に社会面の持続性を求めたのに対し、ソーシャルタクソノミーでは同基準に環境面の持続性を求める案が提示された。具体的には、OECD 多国籍企業行動指針における環境項目<sup>8</sup>を採用する案が示されている。また、これに加えて、上述したガバナンス目標および企業に固有な社会課題もミニмумセーフガード基準に含まれている。

一方、モデル2 では、現行の EU タクソノミーのフレームワークからは大幅な変更となるが、グリーンタクソノミーおよびソーシャルタクソノミーにおける双方の DNSH 基準を統合適用する案が提示された。図表 11 にもあるように、ミニмумセーフガード基準では、ガバナンス目標および企業に固有な社会課題の解決が求められる。

## 7. 社会的に有害な経済活動

PSF は、グリーンタクソノミーにおいて、温室効果ガスを多く排出する石炭火力発電を環境的に有害な経済活動と位置づけたように、ソーシャルタクソノミーにおいても社会的に有害な経済活動にまで分類スコープを拡張する必要性を指摘した。

<sup>7</sup> 「EU タクソノミー規制」第 18 条

<sup>8</sup> OECD 多国籍企業行動指針(外務省翻訳)p34-35([https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/pdfs/takoku\\_ho.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/pdfs/takoku_ho.pdf))参照。

PSF は、社会的に有害な経済活動を分類するアプローチ方法として、次の 2 つを提案している。1 つは、国際法で禁じられている兵器の製造および販売を社会的に有害な経済活動と位置付けるアプローチである。例えば、核や生物兵器、またクラスター爆弾のような大量破壊兵器の製造や販売が該当する。

もう一つは、経済活動がもたらす社会的な悪影響に関する調査から、有害な経済活動を特定するアプローチである。例えば、タバコによる健康被害は医学的に認められているため、タバコの生産および販売は社会的に有害な経済活動として分類される。ギャンブルや大麻なども、同様の理由で社会的に有害な経済活動として分類される。

なお、各タクソミーで社会的に有害と判定された経済活動は、他のタクソミーにおいても、有害な経済活動と見做すことが提案されている。すなわち、グリーンタクソミーで有害な経済活動とされた石炭火力発電は、ソーシャルタクソミーにおいても有害な経済活動として分類されることになる。

## 8. 最後に

PSF は最終報告書において、「ディーセントワーク」「エンドユーザーの十分な生活水準と福利厚生」「包括的で持続可能なコミュニティと社会」の 3 つの社会目標に資する活動を社会的に持続可能な経済活動とした。

上記の「実質的な貢献」、「DNSH 基準」、ガバナンス目標を含めた「ミニマムセーフガード基準」の 3 つの基準を充足し、社会的に持続可能と判定された、「ネガティブな影響を回避し対処する」活動、「inherent なポジティブな影響を強化する」活動およびイネープリング活動について、EU 域内の大企業は、CSRD(企業サステナビリティ報告指令)により情報開示が求められ、投資・運用機関は、SFDR(サステナブルファイナンス開示規制)によって、情報開示を行うことになる。その際、「ネガティブな影響を回避し対処する」活動は、その活動にかかった Opex(活動費)、「inherent なポジティブな影響を強化する」活動およびイネープリング活動は、その商品やサービスの売上高の開示が求められることになる。

現行のグリーンタクソミーのミニマムセーフガード基準において準拠を求める「国連ビジネスと人権に関する指導原則」などの国際規範や原則よりも、ソーシャルタクソミーにおける DNSH 基準の方がより厳格に設定される。したがって、グリーンタクソミーで、環境的に持続可能と判定された経済活動が、ソーシャルタクソミーの DNSH 基準に抵触する可能性があり、問題となってくるであろう。

上記の問題を受けて、“**環境的ではあるが、社会的ではない**”もしくは“**社会的ではあるが、環境的ではない**”経済活動を EU タクソミーにおいて、どのように位置づけるのが今後の主な議論になると考えられる。ミニマムセーフガード基準について図表 11 で示した、モデル 1 のように、環境的な経済活動と社会的な経済活動をそれぞれ別々に扱うのか、またはモデル 2 のように、環境的**および**社会的な経済活動を持続可能な経済活動と定義するのか、ESG ウォッシュの根絶に向けた、今後の欧州委員会の動向に注目したい<sup>9</sup>。

<sup>9</sup> 2021 年 7 月に PSF が草案を公表した後、パブリックコメントで寄せられた 268 の回答の内 40%がモデル 1 に、31%がモデル 2 に賛成票を投じており、DNSH 基準は各タクソミーで、それぞれ別々に設定する案の方が好評であった。



Appendix. 各サブ目標とそれに対応する対象セクター、「実質的な貢献」、「DNSH」の例

ディーセントワーク：サブ目標「職業訓練」

サブ目標	職業訓練
対象セクター	<p>主に、下記に該当するセクターが対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ OECDとEUのデータから、技能が不足していると考えられるセクター</li> <li>▶ GXやデジタル化による失業リスクから、労働者に対し、移行に向けた職業訓練が必要となるセクター</li> <li>▶ 一般的に技能が不足しているセクター</li> </ul>
実質的な貢献	<p style="text-align: center;"><b>『ネガティブな影響を回避し、対処する』</b></p> <p>脆弱な状況にある労働者の、技能および生涯学習、スキルアップ、リスキルのための広範なプログラムを実施する。また、これらのプログラム開発において、労働者の高い関与がある。</p>
DNSH	<p><u>ディーセントワーク</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 労働者には、少なくともその国の最低賃金、または社会的当事者らによる労使交渉に沿って賃金が支払われなければならない。</li> <li>▶ ILO の中核的労働基準を満たさなければならない。</li> <li>▶ 十分な労働安全衛生がなければならない。</li> </ul> <p><u>エンドユーザーの十分な生活水準と福利厚生</u> (なし)</p> <p><u>包括的で持続可能なコミュニティと社会</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 差別のない職業訓練の提供</li> </ul>

(出所) PSF「ソーシャルタクソノミー最終報告書」より日興リサーチセンター作成

ディーセントワーク：サブ目標「生活賃金」

サブ目標	生活賃金
対象セクター	<p>主に、下記に該当するセクターが対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 低賃金の労働者が特に多いセクター</li> <li>▶ 国際競争にさらされているセクター（例：繊維）</li> <li>▶ ソーシャルダンピングにさらされているセクター（例：農業）</li> <li>▶ 付加価値の低い労働集約型セクター（例：建設）</li> </ul>
実質的な貢献	<p style="text-align: center;"><b>『ネガティブな影響を回避し、対処する』</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 全労働者に、以下のような賃金を支払うという期限付きの目標を掲げる。(i) 適正な生活水準を提供し、(ii) ワーキングプアにならず、(iii) 国内慣行に従い、社会的パートナーの自主性を重んじた、透明性の高い予測可能な方法で設定される(賃金)。</li> <li>▶ 特に、（独立した代表的な労働組合によって締結される）実効性のある労使協定では、以下のような賃金が設定される。(i) 適正な生活水準を提供し、(ii) 労働者とその家族のニーズを満たし、(iii) 労働者にパフォーマンスとスキルの向上のためのインセンティブを与えることができる(賃金)。</li> <li>▶ 企業または関係団体は、事業を行う全地域において、適用される労使協定を通じて、適正な賃金をどのように決定しているかを説明する。実効性のある労使協定が存在しない場合、企業は、労働者に支払われる賃金が、SDGs 1 で定義されている、国・地域の貧困基準額を常に上回っていることを報告する。</li> <li>▶ 労働契約や、サプライヤーか下請け業者か否かにかかわらず、サプライチェーン上の全労働者に対する適正な賃金が、どのように確保されているかも説明する。</li> <li>▶ 法定最低賃金の適用は、最低賃金が貧困基準額と同等かそれ以上でなければ、この要件を満たさない。</li> </ul>
DNSH	<p><u>ディーセントワーク</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 労働者には、少なくともその国の最低賃金、または社会的当事者らによる労使交渉に沿って賃金が支払われなければならない。</li> <li>▶ ILO の中核的労働基準を満たさなければならない。</li> <li>▶ 十分な労働安全衛生がなければならない。</li> </ul> <p><u>エンドユーザーの十分な生活水準と福利厚生</u> (なし)</p> <p><u>包括的で持続可能なコミュニティと社会</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 地域社会に害を与えない活動である(例：飲料水を汚染するなど)。</li> </ul>

(出所) PSF「ソーシャルタクソノミー最終報告書」より日興リサーチセンター作成

エンドユーザーの十分な生活水準と福利厚生：サブ目標「住宅へのアクセス」

サブ目標	住宅へのアクセス
対象セクター	<p>主に、下記に該当するセクターが対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶十分に安全かつお手頃な価格の住宅を持たない人々の減少に貢献するセクター</li> <li>▶アパートおよび住宅の建設と管理を行うセクター</li> </ul>
実質的な貢献	<p>『社会的な商品・サービスや基本的な経済インフラの本有的なポジティブな影響を強化する』</p> <p><u>アパートの『有用性』と『利用可能性(アクセス)』の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶低所得者や脆弱な状況にある人々が利用できるアパートの割合</li> <li>▶アパートが、地域平均よりも(少なくともx%)安い家賃であり、アクセスが住宅建築許可のみである。</li> <li>▶公的な待機者リストを通じて、割り当てられる住宅面積(平方メートル)の割合</li> </ul> <p><u>『利用可能性』の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶社会活動のために設計されたオープンスペースを構築する。</li> <li>▶社会的弱者のアクセスを促進する。</li> <li>▶追加的な公共サービスや社会的管理プロジェクトを確保する。</li> </ul>
DNSH	<p><u>ディーセントワーク</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ILOの中核的労働基準を満たさなければならない。</li> <li>▶十分な労働安全衛生がなければならない。</li> <li>▶最低賃金が労働者に支払われなければならない。</li> </ul> <p><u>エンドユーザーの十分な生活水準と福利厚生</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶『<u>受容性</u>』の保証 アパートやマンションは、生物多様性と生態系を保護するために、グリーンタクソミーに従わなければならない。</li> <li>▶『<u>品質</u>』の保証 アパートやマンションは、グリーンタクソミーでそのセクターに設定されたDNSH基準を尊重しなければならない。</li> <li>▶脆弱な人々のために、借地借家権の安定がなければならない。アパートやマンションの建設において、人権と労働者の権利が尊重されなければならない。</li> </ul> <p><u>包括的で持続可能なコミュニティと社会</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶非自発的な住民移転やアパート建設時に飲料水の汚染がない。</li> </ul>

(出所) PSF「ソーシャルタクソミー最終報告書」より日興リサーチセンター作成

エンドユーザーの十分な生活水準と福利厚生：サブ目標「ヘルスケアへのアクセス」

サブ目標	ヘルスケアへのアクセス
対象セクター	<p>主に、下記に該当するセクターが対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ BHNのための製品およびサービスを提供するセクター</li> </ul>
実質的な貢献	<p>『社会的な商品・サービスや基本的な経済インフラの本有的なポジティブな影響を強化する』</p> <p>『有用性』の向上（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 必要とする人に、十分な量のヘルスケアが提供される。</li> </ul> <p>『利用可能性』の向上（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ その薬が配布される国にとって、お手頃な価格で経済的に持続可能である。</li> <li>▶ 新薬へのアクセス戦略がある。</li> <li>▶ その薬を必要とする患者の割合が把握されており、その割合に達している。</li> <li>▶ 薬が必要とされる国の数</li> </ul>
DNSH	<p><u>ディーセントワーク</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ILO の中核的労働基準を満たさなければならない。</li> <li>▶ 十分な労働安全衛生がなければならない。</li> <li>▶ 最低賃金が労働者に支払われなければならない。</li> </ul> <p><u>エンドユーザーの十分な生活水準と福利厚生</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 『品質』の保証（例：国際的に認められた品質基準を満たしていること）</li> </ul> <p><u>包括的で持続可能なコミュニティと社会</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 排水が飲料水を汚染してはならない。</li> </ul>

(出所) PSF「ソーシャルタクソミー最終報告書」より日興リサーチセンター作成



包括的で持続可能なコミュニティと社会：サブ目標「持続可能な生活と土地の権利を支援する」

サブ目標	<p align="center"><b>持続可能な生活と土地の権利を支援する</b></p>
対象セクター	<p>主に、下記に該当するセクターが対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 占有面積が大きく、土地の権利への影響が考えられるセクター (例：農業、林業、漁業、鉱業、電力、建設、輸送、貯蔵など)</li> </ul>
実質的な貢献	<p align="center"><b>『ネガティブな影響を回避し、対処する』</b></p> <p>利益の公正な分配や、土地の権利に関する地域の政策目標への貢献を通じて、地域社会を支援する。地域の政策目標には、貧困撲滅、食糧安全保障、持続可能な土地利用、持続可能な漁業、持続可能な森林などが含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 農村開発への貢献</li> <li>▶ 地域の食糧生産システムの促進と確保</li> <li>▶ 社会的・経済的に持続可能な開発の向上</li> </ul>
DNSH	<p><u>ディーセントワーク</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ILO の中核的労働基準を満たさなければならない。</li> <li>▶ 十分な労働安全衛生がなければならない。</li> <li>▶ 最低賃金が労働者に支払われなければならない。</li> </ul> <p><u>エンドユーザーの十分な生活水準と福利厚生</u> (なし)</p> <p><u>包括的で持続可能なコミュニティと社会</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 人権擁護者の尊重</li> <li>▶ 基本的な経済インフラへのアクセスを損なってはいけない。</li> </ul>

(出所) PSF「ソーシャルタクソノミー最終報告書」より日興リサーチセンター作成

同レポートは下記の URL からダウンロードできる。

[https://ec.europa.eu/info/sites/default/files/business\\_economy\\_euro/banking\\_and\\_finance/documents/280222-sustainable-finance-platform-finance-report-social-taxonomy.pdf](https://ec.europa.eu/info/sites/default/files/business_economy_euro/banking_and_finance/documents/280222-sustainable-finance-platform-finance-report-social-taxonomy.pdf)

(END)